平成２４年（フ）第５８２６号
大阪市東淀川区東中島１丁目21番15―608号、前住所神戸市兵庫区羽坂通４丁目２番17号
債務者　宮本　　龍
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７３号
大阪府豊中市南桜塚２丁目８番10―102号
債務者　三宅　　学
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８４号
大阪府門真市栄町10番17号　栄町ハイツ202号
債務者　新里　健次
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９２号
大阪府茨木市末広町15番６号サカエ文化102号
債務者　原田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４６号
大阪市城東区今福南２丁目19番２号
債務者　新垣　国博
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９７号
大阪市天王寺区上汐３丁目６番31号　千寿マンション上本町703号
債務者　中野　惠美
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５１号
大阪市北区末広町１番３号　マルビシマンション709号室
債務者　寺田　昌弘
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８２号
大阪市淀川区加島２丁目７番１―403号
債務者　野上　珠一
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１７号
大阪府八尾市東山本町１丁目17番３号　富士マンションＣ―11号
債務者　谷口　淳子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７号
神奈川県三浦郡葉山町一色1525番地の７
債務者　佐藤　喜徳
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３８３９号
東京都新宿区戸山２丁目７―501
債務者　李　　鍾英
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３８号
神奈川県秦野市渋沢1431―17
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９５０号
埼玉県草加市新里町1260―４　ベルドミール２―101
債務者　横山佐知子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９５４号
東京都新宿区北新宿４丁目５―13―302
債務者　平田　章哲
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９５５号
東京都板橋区仲宿53―４―102
債務者　安達　政博
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９６３号
東京都豊島区巣鴨４丁目29―１
債務者　小竹ヨシイ（旧姓小塙）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９７４号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―３―209
債務者　鈴木　　貴
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部